

国の責任において飛灰の最終処分場の確保を求める意見書

3月11日の東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の事故により、茨城県常総地方広域市町村圏はホットスポットとして茨城県内の他市町村と比較して高い放射線量が計測されております。

常総地方広域市町村圏事務組合では、つくばみらい市、常総市、取手市、守谷市の4市から排出された一般廃棄物を同組合敷地内の「常総環境センター」で中間処理しておりますが、焼却時に発生する飛灰に多くの放射性物質が検出され、環境省の焼却灰等の埋立て基準「1キログラム当り8千ベクレル」を大きく超えることから、現在、ドラム缶に詰めて一時保管している状況であります。このままの状況が続けば、飛灰の保管場所が無くなり、ごみ処理が継続できなくなります。

国では、8千ベクレルを超え10万ベクレル以下の焼却灰等の処分方法に関する方針を示しましたが、埋立て処分場における遮へいや遮水などの設備投資が必要となることから、処分場整備や付近住民の理解が必要であり、未だ搬入先の見通しは立っておりません。

以上のことを踏まえ、ごみ処理の安定化を図るため、国の責任において飛灰の最終処分場の確保を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月16日

茨城県つくばみらい市議会

(提出先)
内閣総理大臣
環境大臣